

西成区地域福祉推進会議からの意見について（案）

西成区地域ケア推進会議
令和7年度の活動から 西成区から局への意見

1 【継続】【ひとり暮らし高齢者の支援】金銭管理と権利擁護の支援

認知症高齢者や単身世帯高齢者が増加する中、金銭管理と権利擁護支援が必要な人が増加している。単身世帯の多い西成区の成年後見の申立てにおいては、虐待事案ではない市長申立て件数も増えており、制度利用につながるまでの間の金銭管理をどの機関が担うか等課題があり、申立てにおける戸籍調査・親族関係図作成等には時間を要しているため、全市的な関連事務の効率化や更なる後方支援を要望する。

2 【継続】【認知症高齢者の支援】認知症高齢者の対応にかかるガイドラインの作成及び身元不明認知症高齢者の一時保護事業等の拡充

認知症高齢者の対応において、保護先が他市町村に及ぶ事案があり、身元が判明した場合の引渡しにおいて、家族等による引受けができない場合、関係機関の連携や費用負担等の点で困難となるケースがあり自治体間での課題となっている。

また、本市で行っている一時保護事業の施設への移送の受入可能時間帯は、9:00～17:00に限定されており、時間外の場合は高齢者が警察署で待機する形となり高齢者の身体的負担となる。高齢者虐待の一時保護事業では時間の限定がないことから、人権的視点からも身元不明認知症高齢者の一時保護についても受入時間の拡充を引き続き検討していただきたい。

3 【継続】【複合する課題を抱えた世帯への支援】地域包括支援センターの職員配置について

複合する課題を抱えている世帯や支援困難ケースは、支援につながるまでに多くの時間と労力を要し、地域包括支援センター職員への負担が大きい。現在、業務量が多くなっている地域包括支援センターに人員の増配置を行っているとのことであるが、現状は十分であるといえない。

複合課題の世帯に対応するため、現状の3職種の基準配置の緩和や、精神保健福祉士等の設置も可能にする等、柔軟な職員配置の検討や地域包括支援センターの職員の加配を要望する。

4 【継続】【複合する課題を抱えた世帯への支援】 トコジラミの駆除について

高齢者の居室内にトコジラミが発生するケースが増加しており、ケアマネジャー等の支援者も対応に苦慮し、介護サービスの利用が停止し高齢者の生活に支障が出ており、トコジラミの吸血により死亡した事例もあった。また、救急車両や病院内での消毒や駆除等に時間を要し、関係機関にも大きな負担となっている。支援を要する高齢者がご自身で駆除することは難しく、一般社団法人大阪府ペストコントロール協会に相談するも、駆除費用は高額であり、経済的に困窮している高齢者では支払いできない。引き続きトコジラミの駆除費用の助成を要望する。

**西成区障がい者自立生活支援調整協議会
令和7年度の活動から 西成区から局への意見**

5 【新規】地域生活移行予定者の日中活動について

精神科病院等に入院している障がい者の地域生活への移行を円滑に進めるためには、移行後に利用する日中活動など地域での生活に徐々に慣れていくプロセスが重要である。実際、体験宿泊中に日中活動を体験しようとしても支給決定できないことから事業所の持ち出しとなっている。より多くの方に地域での生活を進めていくためには入院中から利用できるよう仕組みを創設していただきたい。

6 【新規】障がい児給付の自己負担について

障がいのあるこどもが通う放課後等デイサービス等の利用料など、障がい児福祉における所得制限について親の収入によって制限されてしまう事例が起きている。こどもの発育などに必要な支援が制限されてしまう状況もあることから所得の撤廃や無償かへの見直しを行っていただきたい。

7 【新規】移動支援の柔軟な活用について

移動支援に関して地域生活支援事業ということで各自治体では地域の特性に応じて柔軟な運用ができる。

就労継続支援 B 型事業所では送迎加算をつけることが出来るが、実際は人員

不足や設備の問題ですべての事業所で送迎できる状態ではない。本人が気に入った事業所であっても送迎が無いことで通えない方もいる。就労継続支援 B 型への通所にも移動支援事業を利用することができれば活動が増える方がいる。

生活介護では、事業所の送迎範囲が決まっておりその範囲外からの利用ができない状況である。例えば、転居による住所変更によって送迎範囲から外れたり、グループホームに転居することに今まで利用していた生活介護に通えなくなったりすることで躊躇してしまう方もいる。生活介護への通所に移動支援も利用できるようにしていただきたい。

短期入所事業では送迎が可能な事業所もあるが、送迎が無い事業所が多くある。短期入所事業所の送迎が無いことで、家族が事業所まで送る必要があることから短期入所の利用を控える方もいる。移動支援で事業所までの利用をできるようにしていただきたい。

児童発達支援事業では送迎が無い事業所もあり家族が送迎することで負担もある。児童発達支援事業の送迎にも移動支援が利用できるようにしていただきたい。

小中高等学校の登下校で、一人で登下校が難しい児童生徒はご家族が日常的に送迎を担っており毎日の通学の送迎はご家族の大きな負担となっている。小中高等学校の登下校にも移動支援を利用できるようにしていただきたい。

8【新規】地域生活支援拠点等事業について

現在、国の事業では地域生活支援拠点事業等の登録は短期入所事業となっている。短期入所事業所は共同生活援助に比べ事業所数が少なく利用するには2週間前に予約をとらないといけない現状もある。そのため緊急時の受入れ先を面的に増やしていくためには共同生活援助事業における体験利用を活用し拠点事業所として登録できるよう整備を進めていただきたい。

また、共同生活援助の事業所が新たに短期入所を創設する場合には短期入所事業の申請手続きの簡略化することで申請をしやすくしていただきたい。

**西成区児童虐待防止・子育て支援連絡会議
令和7年度の活動から 西成区から局への意見**

9【新規】外出が困難な状況の児童への訪問支援について

障がいや疾病等のある児童が必要とする療育や支援として、児童発達支援や放課後等デイサービスがあるが、いずれも通所型のサービスである。また、訪問型として居宅訪問型児童発達支援があるが、対象が重度の障がいがある児童、医療的ケアが必要な児童、重い疾病のため感染症にかかるおそれがある児童で、児童本人の障がいの状態により、外出することが困難な児童と対象者が限定されている。

障がいの程度等を問わず、外出困難な状況の児童に対して、訪問型の児童発達支援や放課後等デイサービスの拡充を求める。

10【新規】通訳派遣事業について

大阪市ではアジア圏を中心に外国籍住民が増加傾向にある。日本語でのやり取りが困難な保護者や児童には、翻訳機器等での対応や、当該言語で会話が可能な人、身近な人が通訳として対応しているのが現状。

今後も増加する外国籍の保護者や児童への適切な支援のために、児童がいる外国籍家庭に対して、区役所等の行政機関、教育機関、医療機関での相談時、手続き時等に利用可能な通訳派遣制度の確立を求める。

11【継続】こどもの保育所送迎、学校の登校支援について

要保護、要支援家庭には、病気や障がいによりこどもを保育所や学校へ送り出すことが困難な保護者が多い。また、保護者自身に幼少期にネグレクトの家庭環境で育ち、登園、登校する習慣がなく大人になっている家庭もある。

こどもにとって、登園、登校の保障、小学校低学年までに生活リズムを獲得すること、家庭以外の大人やこどもとの接点を持つ機会を増やすことが重要である。

こどもの年齢や保護者の病気や障がいの有無を問わず、乳幼児期から中学生までのこどもに、切れ目ない保育所送迎支援、学校の登校支援を求める。